

雇用就農資金

1. 「農の雇用事業」から「雇用就農資金」へ

「農の雇用事業」は、将来の農業の担い手を確保・育成するため、農業法人等の経営体が農業未経験者を雇用し、技術や経営ノウハウを身につけさせるために行う実践的な研修に要する費用の一部を助成する国（農林水産省）の制度で、平成21年（2009年）3月に第1回目の募集が行われ、これまでに年に2～5回の募集を継続して実施し、農業の雇用拡大に大きく貢献してきましたが、令和3年度をもって終了しました。

「雇用就農資金」は、「農の雇用事業」の後継制度として、令和4年度から新たに用意された制度で、雇用就農者の確保・育成を推進するため、就農希望者を新たに雇用する農業法人等に対して資金を助成するものです。また、農業法人等がその職員等を次世代の経営者として育成するために国内外の先進的な農業法人や異業種の法人へ派遣して実施する研修も支援します。雇用就農資金には(ア)雇用就農者育成・独立支援タイプ、(イ)新法人設立支援タイプ、(ウ)次世代経営者育成タイプの3タイプがあります。

2. 「雇用就農者育成・独立支援タイプ」の概要

農業法人等が就農希望者を雇用し、当該農業法人等での農業就業又は独立就農に必要な技術・経営ノウハウ等を習得させるための研修を実施する場合に資金を助成するものです。

●**支援額**：法人等雇用就農者1人当たり1ヶ月につき50,000円（年間600,000円）

法人等雇用就農者が障がい者、生活困窮者、刑務所出所者等（以下「多様な人材」という。）の場合は、1ヶ月につき62,500円（年間750,000円）。本事業においては、新規雇用就農者の増加分を支援対象とするため、過去に本事業の支援対象となった法人等雇用就農者が離農している場合には、離農した法人等雇用就農者の数を超過して雇用した新規就農者の増加分が本事業の対象となります。

●**支援期間**：最長4年間

●**新規雇用就農者の主な要件**：

- ・支援終了後も就農を継続又は独立する強い意欲を有する50歳未満（採用時点）の者であること。
- ・支援開始時点で、採用されてから4ヶ月以上12ヶ月未満であること。
- ・過去の農業就業期間が5年以内であること。
- ・原則として農業法人等の代表者の3親等以内の親族でないこと。
- ・過去に就農準備資金、農業次世代人材投資資金（準備型）等で同様の研修を受けていないこと。

3. 農業法人等の主な要件

- ・おおむね年間を通じて農業を営む事業体（農業法人、農業者、農業サービス事業体等）等であること。
- ・十分な指導を行うことのできる指導者（当該農業法人等の役員又は従業員で、5年以上の農業経験を有する者等）を確保できること。
- ・新規雇用就農者との間で正社員として期間の定めのない雇用契約を締結すること（独立が前提の場合は、期間の定めのある雇用契約で可）。
- ・働きやすい職場環境整備に既に取り組んでいるか、新たに取り組むこと。
- ・雇用保険及び労災保険に加入させること（法人の場合は厚生年金保険及び健康保険にも加入）。
- ・1週間の所定労働時間が年間平均35時間以上であること（新規雇用就農者が障がい者の場合は、20時間以上で可）。
- ・過去5年間に本事業、農の雇用事業等の対象となった新規雇用就農者が2名以上いる場合、当該就農者の農業への定着率が2分の1以上であること。
- ・農業の働き方改革実行計画を作成し、従業員と共有すること。
- ・研修内容等を就農に関するポータルサイト（農業をはじめ.jp (<https://www.be-farmer.jp/>))に掲載していること。

4. 募集に関するお問い合わせ先等

●お問い合わせ先：一般社団法人全国農業会議所（全国新規就農相談センター）電話03-6265-6891
農業法人等が所在する各都道府県の農業会議等

●申請先：農業法人等が所在する各都道府県の農業会議等

●募集期間：

第1回 2022年4月15日（金）～5月16日（月）

第2回 7月～8月（予定）

第3回 11月～12月（予定）

※「次世代経営者育成タイプ」は、令和4年4月下旬頃より募集開始予定（随時受付）です。

●申請書類は、「雇用就農資金」ホームページ又は各都道府県農業会議等窓口で入手できます。

※「雇用就農資金」ホームページ（検索エンジンで「雇用就農資金」と検索してください）【<https://www.be-farmer.jp/farmer/employment/fund/>】